**令和４年度（2022年度）第１回横須賀市行政手続審議会議事録**

日　　時　　令和５年１月26日（木）10:00～11:00

場　　所　　横須賀市役所本庁舎３号館302会議室（３階）

出席委員　　出口委員長、小倉委員、伊藤委員、糠塚委員、平野委員

事 務 局　　総務課　笠原課長、熊木課長補佐、中島課長補佐、浦島、大沼

傍 聴 者　　２名

**１　開　会**

本審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムを利用する方法により行い、本審議会の長、委員及び事務局が各々映像と音声が即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

**２　議　題**

**（１）令和３年度におけるパブリック・コメント手続の実施状況について**

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第14条の規定に基づき、令和３年度の実施状況の報告を行った。（資料１）

（報告者：総務課事務管理係）

**＜説明要旨＞**

令和３年度のパブリック・コメント手続の実施件数は合計24件であった。対象別内訳は、条例の制定又は改正が６件（「脱炭素に関する条例の新規制定」、「横須賀市屋外広告物条例の改正」など）、規則の改正が２件（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則」及び「許認可等の標準処理期間に関する規則」）、計画の策定又は改定が12件（「横須賀市基本構想・基本計画」、「地球温暖化対策実行計画」など）、市の基本方針等の策定又は改定が４件（「横須賀市都市公園の整備・管理の方針について」、「横須賀港長期構想」など）であった。

また、意見の提出状況については、全24件のうち、14件が意見の提出がなかった。意見の提出があった案件は10件であった。

意見の提出があった10件の内訳を見ると、意見提出件数が１～10件の案件は３件あり、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について」、「第４次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」などであった。

意見提出件数が11～20件の案件は０件であった。

意見提出件数が21～50件の案件は３件あり、「横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて」、「横須賀市都市公園の整備・管理の方針について」などであった。

意見提出件数が51件～100件の案件は２件あり、「地球温暖化対策実行計画の策定について」及び「環境基本計画の策定について」であった。

意見提出件数が100件を超える案件は２件あり、「脱炭素に関する条例の制定について」及び「横須賀市基本構想・基本計画の策定について」であった。

意見の提出を受けて原案を修正した案件は、８件あった。案件は「脱炭素に関する条例の制定について」、「横須賀市基本構想・基本計画の策定について」、「地球温暖化対策実行計画の策定について」、「環境基本計画の策定について」、「横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて」、「第４次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」、「横須賀市都市公園の整備・管理の方針について」及び「横須賀港長期構想について」であった。

　また、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第５条第１項の規定に基づく適用除外に該当してパブリック・コメント手続を実施しなかった案件で、法令の改正に伴う軽微なものとして手続を実施しなかったものが３件（「横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（大気汚染防止法の改正関係）」など）あった。また、市民生活に与える影響が軽微なものとして手続を実施しなかったものが７件（「港湾緑地条例（一部の駐車場における利用料金制度の導入）」、「コミュニティセンター条例（一部の施設における指定管理者制度の導入）」など）あった。

**＜質疑応答＞**

**（委　　員）**　資料１別紙にある表の見方について伺いたい。パブリック・コメント手続を実施した条例６件のうち、表が網掛けされている「脱炭素に関する条例の制定について」の「提出された意見数」欄に「（46人）」との記載があるが、これは昨年度の意見提出数が記されているのか。

**（事 務 局）**　当該記載は、46人から229件の意見があったという趣旨の記載である。

**（委　　員）**　同表「内訳」欄には、個人から意見の提出があった場合に「個人」と記載しているのか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。当該欄は、昨年度の審議会において、委員から個人、法人等の意見を提出した人の内訳を記載すべきである旨の御指摘をいただき、審議会後から集計を始めたものである。そのため、「個人」と記載があるところと、内訳が棒線になっているところとが混在している。

**（委　　員）**　「脱炭素に関する条例の制定について」について意見を提出した46人というのは、個人ではなく、団体又は匿名で意見を提出した人の数ということなると思われるが、そのうち匿名は何人であったか。

**（事 務 局）**　「内訳」欄が棒線になっている案件については、内訳の集計ができていないものである。内訳の集計は、昨年度の審議会以降に始めたため、令和３年度に実施した案件のうち、集計結果が反映できているものは「第４次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」及び「横須賀市教育振興基本計画の策定について」の２件の計画のみとなっている。

**（委　　員）**　それでは、内訳が棒線のものについては、市に提出された意見の件数及び人数だけを把握しているということか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。

**（委　　員）**　「脱炭素に関する条例の制定について」には、46人から229件の意見の提出があったという表の見方であるということか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。

**（委　　員）**　先ほどの事務局からの説明によると、内容をわかりやすくしてほしいとの意見が多いとのことであるが、例えば、「脱炭素に関する条例の制定について」に対する意見もそのような内容であったのか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。

**（委　　員）**　内容の変更を求める意見ではなく、あくまで表現をもう少しわかりやすくしてほしいとの意見であったということか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。内容に関する質問があり、当該質問を踏まえて条文等の表現をわかりやすいよう修正するというものが主な意見となっている。

**（委　　員）**　このような項目を追加してほしい、このような項目は削除してほしいというような内容に関する意見は少なくないのではないかという印象であったが、内容の変更を求める意見がなかったとは意外である。

**（委　　員）**　とりわけ脱炭素については、利害関係者から反対意見が提出されるものと思っていた。

**（事 務 局）**　そのような反対意見も提出されてはいるものの、当該意見を踏まえての案の修正は行わなかったとの報告を受けている。

**（委　　員）**　資料１「４　パブリック・コメント手続を実施しなかった案件」について、一点伺いたい。横須賀市市民パブリック・コメント手続条例の規定上、例えば「（２）市民生活に与える影響が軽微なもの」に該当すると判断するのは誰か。

**（事 務 局）**　パブリック・コメントを実施する原課において判断している。

**（委　　員）**　同条例中、パブリック・コメント手続を実施する主体は実施機関とされているが、それを原課が担当しているということか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。原課だけでは判断が難しい場合には、制度所管課である総務部総務課が相談を受けている。

**（委　　員）**　判断に際しての一定の基準が設けられているものと推察するが、いかがか。

**（事 務 局）**　一定の基準は設けている。

**（委　　員）**　当該基準に照らして考えたとき、例えば、「港湾緑地条例」及び「横須賀市漁港管理条例」に係る「利用料金制度の導入」や、「コミュニティセンター条例」に係る「指定管理者制度の導入」については、「市民生活に与える影響が軽微なもの」とされているのか。

**（事 務 局）**　そこまで具体的な基準を定めてはいないが、指定管理者制度については、誰が施設の管理を行うかという問題であって、市民には特段影響がないものと考えている。

**（委　　員）**　そのような考え方は、指定管理者制度の捉え方を根本から間違えていると言わざるを得ない。公の施設を市が直営で管理するのか、それとも純然たる民間企業が管理するのかという問題であるから、指定管理者制度の導入は、少なくとも「市民生活に与える影響が軽微なもの」には該当しないと考える。特に、コミュニティセンターのように広く一般の市民が利用する施設について、これから指定管理者制度を導入しようかというときに、それを「市民生活に与える影響が軽微なもの」とした原課の判断は完全な間違いである。この点については、以後改めるよう指摘していただきたい。

**（事 務 局）**　承知した。

**（委　　員）**　「利用料金制度の導入」についても、決して軽微であるとは言えないが、当該施設の利用者が限られていること、既に指定管理者制度が導入されている上での利用料金制度の導入であることという事務局からの説明を踏まえると、パブリック・コメント手続を実施しなかったこともやむを得ないと考えられる。しかし、コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するということは、一大決断であって、決して軽微ではないと考える。他の委員はどのようにお考えか伺いたい。

**（委　　員）**　ただいまの委員の意見に賛成である。「市民生活に与える影響が軽微なもの」とあるが、一見するとそのように見えても、一つ一つの制度の捉え方によって見方が変わってくるものであるから、市民に対して丁寧な説明がなされているかどうかという観点を重視すべきである。条例改正であれば、おそらく議会で審議されているものと思料されるが、この点については、論点に挙がらなかったのか。

**（事 務 局）**　議会では、ただいまいただいた御意見のような指摘はされていない。

**（委　　員）**　指定管理者制度というものが広く一般に認知されているために、それほど大きな論点にならなかったということかもしれないが、コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するための条例改正が、議会でそれほど話題にならなかったというのも不思議である。

**（事 務 局）**　若干の補足をさせていただくと、コミュニティセンター条例の改正については、唐突に議案として上程したというわけではなく、十分な事前調整が行われている。該当のコミュニティセンターについては、青少年の家という福祉分野の施設と複合化することで、市民の皆様にとってより利用しやすい施設に変えていきたいという思いから、各所管から議会に対して事前に報告をしながら御意見をいただいき、また、現に当該コミュニティセンターを利用している利用者等からも意見を聴取した上で、当該コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入に踏み切っている。市民生活に与える影響が軽微なものとしてパブリック・コメント手続を実施しなかったという部分とは考え方が異なるものの、先ほど御意見としていただいた利用者への丁寧な説明を、という部分については最低限行われたものと承知しているため、補足させていただきたい。

**（委　　員）**　「利用料金制度の導入」についても、「市民生活に与える影響が軽微なもの」とは言えないのではないかと考えていたところ、ただいま委員から御指摘があったとおり当該施設の利用者が限定されており、かつその利用者数もそれほど多くはないということで納得することができた。このことについて、例えば、当該施設の利用者が不特定多数である場合には、「利用料金制度の導入」についてもパブリック・コメント手続を実施するのか。

**（事 務 局）**　現状の運用としては、当該施設の利用者が不特定多数の場合であってもパブリック・コメント手続は実施しない。利用料金については、各条例で定められており、指定管理者が独自に料金を上げることができないため、市民への不利益はないと考えている。

**（委　　員）**　初めて利用料金制度を導入するような場合であっても同様か。

**（事 務 局）**　同様である。

**（委　　員）**　条例改正は、議会に諮ることとされているからということか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。指定管理者制度は、施設使用料を市の歳入として、運営に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払う方法と、施設使用料等の利用料金を指定管理者の収入として、その額を控除した指定管理料を市から指定管理者に支払う方法の二種類がある。したがって、従来から施設使用料を徴収していることを踏まえると、利用料金制度を導入したからといって、直ちに利用者の金銭的負担が増加するわけではなく、市が指定管理者に対し、指定管理料を支払う方法が異なるところが大きな違いである。

**（委　　員）**　資料１で挙げられている「港湾緑地条例」及び「横須賀市漁港管理条例」の場合は、従来から条例別表で使用料の額が定められており、今回の改正では、当該使用料の額は変わらないとのことである。したがって、先ほど事務局から説明があったとおり、利用者から集めた使用料について、市と指定管理者との間でどのように取り扱うかという部分が変わるだけであって、この点では確かに市民への直接の影響というのは考えにくいといえるであろう。

**（委　　員）**　条例改正については、議会でも審議されるため、公になる機会が多いものと思われるが、計画や基本方針について、それに匹敵するような公になる機会というのは、どのようなかたちで市民に与えられているのかということを説明いただきたい。計画や基本方針の全てについてパブリック・コメント手続の実施が求められているわけではなく、例えば計画であれば、資料１「１　パブリック・コメント手続実施件数」には、50パーセントについてパブリック・コメント手続を実施したと記載されている。計画のうち、パブリック・コメント手続を実施しなかったものに関する理由付けはどのようになっているのか。また、先ほど申し上げたように、条例については、議会等で公になる機会が多くあると思われるが、計画や基本計画については、そのような機会があまりないと思われる。このことについて、計画や基本方針については、どのような方法により、市民等への周知を図っているのか説明いただきたい。

**（事 務 局）**　資料１「１　パブリック・コメント手続実施件数」に記載した50パーセントという数値は、計画のうちの50パーセントについてパブリック・コメント手続を実施したという意味ではなく、パブリック・コメント手続を実施した全案件の50パーセントに当たる12件が計画であったという意味である。

**（委　　員）**　それでは、計画については、全てパブリック・コメント手続を実施しているということか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。

**（委　　員）**　ただいまの質疑応答を踏まえ、本日、参考資料として横須賀市行政手続条例、同条例の逐条解説等が席上配布されているところ、当審議会は、行政手続条例についてはある程度見識があるため、次回からはむしろ、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例や同条例の逐条解説など、どのようなものがパブリック・コメント手続の対象となるのかということがごく簡単にわかるような資料を配布していただくとよいのではないか。

**（事 務 局）**　次回以降、そのような資料を御用意させていただくこととしたい。

**（２）許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について**

令和４年度における許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について報告を行った。（資料２）

（報告者：総務課情報公開係）

**＜説明要旨＞**

本市においては、行政手続法第６条及び行政手続条例第５条の規定に基づく標準処理期間について、法律等に別の定めがある場合を除き、許認可等の標準処理期間に関する規則で定めることとしており、それらを本規則の別表にまとめている。

標準処理期間については、毎年10月１日時点の設定状況調査の結果に基づき、本規則の別表の改正を行っており、本年の４月11日から５月10日までの期間で本規則等の改正について意見募集を行ったところ、意見の提出はなかった。

今回は、標準処理期間を新たに設定する事務が11件（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第１項の規定に基づく「日常生活用具の給付（事例の蓄積に伴う設定）」、生活保護法第55条第１項の規定に基づく「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の指定（法令改正に伴う設定）」など）、標準処理期間を削除する事務が３件（健康増進センター条例第10条第１項の規定に基づく「健康増進センター（駐車場に限る。）の利用許可（事務の廃止に伴う削除）」など）であった。

**＜質疑応答＞**

**（委　　員）**　資料２の２ページ「・標準処理期間を新たに設定する事務（11件）」のうち「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の指定」について、法律上の正式な表記は「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師」となっている。市民にとってのわかりやすさを重視し、項目名称としては現代仮名遣いで表記することは差支えないが、法律上の表記に正式に合わせるのであれば、拗音及び促音を大文字にする必要があると考える。漫然と区別なく表記している状態は好ましくないため、どちらの表記とするか方針を決め、統一してく必要がある。

**（事 務 局）**　御指摘いただいた点については、今後整理し、表記の統一を図りたい。

**（委　　員）**　同じく「・標準処理期間を新たに設定する事務（11件）」のうち「日常生活用具の給付」、「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」、「建築物の耐震改修計画の認定」及び「建築物の耐震改修計画の変更の認定」の四項目につき、標準処理期間を新たに設定する理由として「本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。」とあるが、これは非常に評価されるべき理由である。標準処理期間というものは、意識的に設定を促していかなければ、事務担当課が自ら進んで設定することはあまりない。そこで、貴市においては、行政手続制度所管課の主導で毎年一回見直しを行っているとのことであるが、徐々に許認可件数が増えていくことによって蓄積された事例に沿って、審査基準や標準処理期間を新たに設定していくという努力は非常に高く評価されるべきである。これは、簡単なことのようで、実際にできている地方公共団体はそれほど多くはない。高く評価されるべき点とはいえ、行政手続制度所管課自らが評価するわけにもいかないであろうから、この機会に行政手続審議会委員から評価されたということを記録に残しておいていただきたい。

**（３）審査基準等の設定状況等について**

令和４年度における審査基準等の設定状況等の報告を行った。（資料３）

（報告者：総務課情報公開係）

**＜説明要旨＞**

令和４年10月１日現在の本市における審査基準等の設定率は、審査基準70％、標準処理期間が79％、処分基準が29％であった。

なお、本報告に伴い各数値の精査を行ったところ、処分基準の設定率の計算方法に誤りがあることが判明したため、令和２年度の設定状況まで遡って修正を行っている。これに伴い、処分基準の設定率が昨年度の報告内容から大きく下方修正されているが、設定状況に大きな変動があったものではない。

**＜質疑応答＞**

**（委　　員）**　「（２）許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について」にて説明いただいた「標準処理期間を新たに設定する事務」等が反映されるのは、来年の報告時ということになるのか。

**（事 務 局）**　そのとおりである。

**３　その他**

　本年３月末日をもって各委員の現任期が満了となるところ、市民公募委員である伊藤委員（３期６年）におかれては、審議会等の設置及び運営に関する要綱第４条第１項第６号の規定により今期限りで退任となるため、退任の御挨拶をいただいた。

**４　閉　会**

　以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時00分に会議の閉会を宣した。